

昌子の広場 第259報 小林昌子議会報告

和泉市無所属市民派議員

小林昌子

和泉市緑ヶ丘2-13-10

自宅Tel(Fax) 0725-54-2626

事務所Tel 0725-53-4451

Email masakob@yahoo.co.jp

http://masako-hiroba.info/

ブログ

http://blog.livedoor.jp/masako_hiroba/



目次

・オンブズ和泉活動記録

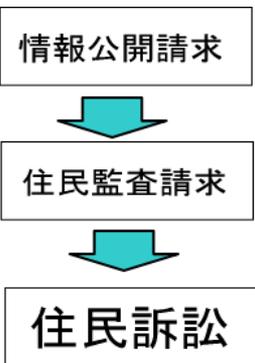
P1-4

オンブズ和泉活動記録

直接参政権の一環である住民訴訟を考へる

オンブズ和泉が活動を始めて20年となります。この間の活動を整理するとともにオンブズ活動について考えてみたいと思います。

★3種の神器



左の3つが行政の不当を是正するための3種の神器です。

★住民訴訟とは
活動の主体は住民監査請求・住民訴訟です。

住民訴訟とは、「地方自治の本旨に基づく住民参政の一環として裁判所に請求する権能を

与え、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的としたもので、その訴訟の原告は、住民全体の利益のために、いわば公益の代表者として地方財務行政の適正化を主張するもの」（最判昭和53年3月30日）とされています。

★多くは敗訴だが、実質的成果も
全ての住民訴訟と情報公開活動の内容を次ページに示していますが、活動のきっかけは職員の厚遇問題で、互助会から多額の退会給付金と称してヤミ退職金をもらっていた事件です。その後住民訴訟22件、情報公開不服申し立て2件となっており、中には和泉市以外の大阪府を訴えた案件もあります。（そのうち勝訴2件、敗訴19件、異議申立認定2件、継続中1件）

多くは敗訴の結果ですが、実質的に成果を得たものも多くあります。例えば互助会の廃止①⑩、遊休地の解消④、監査委員に市のOBに代わって公認会計士や税理士の起用⑤、大阪府議会議員の費用弁償廃止⑦、非常勤職員や

臨時職員の手当の廃止とその条例化⑨等です。このように裁判で敗訴しても、実質的な効果が得られた事案も多く、勝訴で得られる直接的成果よりもむしろこのほうが重要ではないかと思えます。個々の訴訟の一覧は次ページに示しますが、その中で【造園談合住民訴訟 ⑭】を以下詳述します。

年度	案件数	組合員の入札	落札率	落札率の超過
24年度	13件	11件 (84.6%)	なし	なし
25	15件	15件 (100%)	なし	なし
26	14件	13件 (92.9%)	1件 (7.1%)	(86.3%)
27	18件	14件 (77.8%)	4件 (22.2%)	(65.5%)
28	21件	15件 (71.4%)	6件 (28.6%)	(86.8%)
29	13件	11件 (84.6%)	2件 (15.4%)	(87.3%)

和泉市発注の造園工事

「組合業者75件談合疑い」

市民オンブズ、提訴へ

落札率9割超も「入札は適正」

造園工事に談合の疑いがあるとして争われたのがこの訴訟です。和泉市ではかつて入札をめぐる刑事事件があり、予定価格と最低制限価格を事前に公開することになりました。予定価格とは工事の設計価格でこれ以上の入札は不可、最低制限価格とはこれ以下の入札は適正な工事が保証できないとして入札が制限されています。その結果、通常の入札では殆どが最低制限価格での入札となりくじで入札が決まる結果となっています。ところが造園の入札では、予定価格と最低制限価格の間で落札されており、談合の存在をめぐって激しく争いました。私たち原告は談合の存在を証明する直接的証拠はつかめませんでしたが、多くの間接事実から談合は疑い無いと主張しました。造園業者は談合を否定し、裁判所は私たちの主張を認めませんでした。

	テーマ	内容	現状及び結果
住民訴訟	1 互助会問題	ヤミ退職金の支給のために違法に支出した互助会への補給金の返還及び退会給付金制度廃止に伴う積立金を職員で山分けしたことが違法として訴えた訴訟	ヤミ退職金の違法性を認定 退会給付金制度廃止に伴う返還金で損害賠償は相殺(形式的には敗訴、実質勝訴)
	2 市長給与返還訴訟	元市長が逮捕・拘留期間中の給与を全額受領したのが違法として返還を求めた訴訟	市長の給与は市長の職に対して支給されるとして1審、2審とも敗訴
	3 議員への市民の葬儀情報提供訴訟	議員が葬儀に参列するため市民の葬儀情報を提供すること、本来の議員活動と何ら関係のない行為への不当な支出で個人情報保護条例にも抵触する	葬儀参列が選挙の為であることを否定できないとしたが、葬儀に参列して市民の要望を聞くことも議員の職務として棄却(敗訴)
	4 弥生博物館横用地の先行取得訴訟	大阪府の依頼で土地開発公社が先行取得した土地を、大阪府が約束通り買上げないため、土地の値下がりや金利等で和泉市に多大の損失が発生しており、早期に大阪府に買上を求めた訴訟	大阪府との買上げ約束の事実とは認定したが、相互の取り決めた書面の法的効果を否定し敗訴 横山高校跡地等と等価交換
	5 監査委員の業務懈怠訴訟	住民監査請求の監査結果に他の自治体の監査結果をコピーしたのは監査委員の責任と義務を放棄したもの	コピーの事実は認定。監査の業務は行っているとして棄却、市のOBが監査役から排除
	6 大阪府の市町村振興補助金差止	当該補助金は、弥生博物館横用地問題でその金利分を和泉市に補助するもので、補助金の目的に反して違法	和泉市が申請を取り下げたので、本訴訟を取り下げ 実質勝訴
	7 大阪府議会議員の費用弁償訴訟	府議会議員が法で認められていない会議の出席に対し費用弁償を支払うのは違法。更に費用弁償の金額も交通費を遙かに上回るもので、市民感覚を逸脱	1審、2審とも敗訴 大阪府は費用弁償制度を廃止
	8 イチゴハウスへの補助金返還	イチゴハウスは建築物で農地転換が必要であるにも拘わらずそれを怠っており、建築確認も受けていない違法建築	建築確認の未取得は違法であるが、補助金の返還まで必要なし 敗訴
	9 非常勤職員への期末手当の支給	非常勤職員には報酬と交通費などの費用弁償しか支給できないにも拘わらず、期末手当を支給	期末手当は違法であるが、市長に義務違反は無いと敗訴。市は期末手当を廃止。
	10 違法な弁済充当	互助会訴訟で、認定された損害賠償に対し、これと無関係な退会給付金制度廃止に伴う返還金でこの債権を弁済することに市長が合意したのは、違法な合意	1審勝訴(市が互助会に1.46億円の請求を行わないのは違法) 市が控訴 2審も勝訴 互助会廃止
	11 会館助成金不正請求	自治会や町会館への建設等に関する助成金を使ってダンジリ倉庫を建設したのは違法。補助金の返還を求め	違った図面で申請する等不透明な点はあるが、補助金の目的にはかかっていると1、2審とも敗訴。市が要綱を改訂
	12 上伯太線問題	上伯太線道路整備事業に関し、任意の少年野球チームに代替グラウンドを設置したのは市民の税金の無駄遣いで、関与した前市長等に損害賠償を求め	市が独自に前市長らに損害賠償請求訴訟し最高裁迄争ったが市が敗訴。そのため住民訴訟取り下げ
	13 固定資産課税漏れ	税法の改正を見逃し、土地開発公社の土地に対する固定資産税等の課税漏れがあり、時効により市の損害となったので、その賠償請求を求め	1、2審勝訴
	14 介護保険申請ミス	介護保険受給者の所得区分を誤って国に申請したため、国からの給付金が減額支給され市に損害が発生した。担当職員への損害賠償を請求。	1審勝訴、2審で逆転敗訴。 担当者の過失は認められたが、大阪府からの指導が不適切で、担当者に損害を請求することは信義則に反するとして逆転敗訴。
	15 投票管理者への手当支給差止	投票管理者へは条例で定めた報酬しか支給出来ないにも関わらず、違法な手当を支給	1、2審敗訴
	16 徳洲会への違法支援金の支出	指定管理者となった徳洲会に看護師の募集のための支度金の財源を、全額市が支出することは違法な支出	1、2審敗訴 医療体制確保の責任は市にあるとして棄却
	17 徳洲会の病院建設に関する杜撰な対応	新病院の建設に際し、徳洲会が病院規模について一貫した対応がなかった為、病院規模が二転三転し無用な事務処理をしいられたとして徳洲会に損害賠償を求め訴訟	1、2審敗訴 計画変更時には病院計画は今だ確定していなかったとして棄却
	18 ワクチン接種時の初診料の重複請求	複数のワクチンを同時に接種する際に、初診料をワクチン分請求するのは、重複請求で違法	1、2審敗訴
20 児童発達支援センターへの違法補助金支給	完了した事業への補助金支出は違法として訴えた訴訟	1、2審敗訴	
21 談合訴訟	造園工事で談合が疑われる契約に関する訴訟 造園工事は他工種と比べくじ落札の比率が極端に低く、落札率も高い事	1、2審敗訴	
情報公開	21 会派代表者会議の介護録の公開	会派代表者会議の会議録の公開を求めたところ、公開すると自由な議論ができないと非公開に	審査会に異議申し立て、異議が認められ公開
	22 病院の指定管理者選定委員会の採点結果の公開	外部に公開しない前提での審査会であるから、非公開に	審査会自体が公開しない前提を決めるのは不当であり、公開するか否かは情報公開条例に従って判断することで公開

左表が、私が関係するオンブズ和泉の住民訴訟です。以下主要な事件の訴訟の目的とその結果(成果)を述べます。

●ヤミ退職金訴訟(①、⑩)

最初の住民訴訟は大阪府市町村職員互助会が、退職する職員に正規の退職金以外にヤミ退職金を支給していた件についてです。ヤミ退職金は多い人は1000万円を越えていました。この制度が廃止されるとあって駆け込み退職した職員が多かったことが響きをくれました。職員厚遇問題が厳しい指摘を受けていた時の事で、和泉市以外の多くの自治体でも同様な住民訴訟が起こされ、ついに互助会はヤミ退職金制度を廃止し、更に互助会も解散する事になりました。市民の貴重な税金がこのような所に使われ、互助会が無くなってからも既に支給されたヤミ退職金に充当された税金は返ってきませんでした。



しかしその一部の1.4億円は関連訴訟で互助会に請求せよの勝訴判決を得ました。これがきっかけで互助会の廃止につながり、ムダな税金の支出を防止する大きな成果がありました。

●市長給与返還請求訴訟(②)

元市長が逮捕拘留期間中に給与の全額を受け取ったのは違法として、その給与の返還を求めた裁判です。高裁まで争いましたが残念ながら敗訴でした。市民の感覚から納得できない結果となりました。

(判例タイムズ No1254 118 ページに掲載)

●議員への計報提供訴訟(③)

議会事務局が市民の計報情報を議員に提供していた事に関する訴訟で、議員が葬儀に列席するための便宜の為に、費用を支払うのは違法と訴えたものです。テレビでも大きく取り上げられました。結果は敗訴でしたが議員活動について問題提起できた成果は大きいと思います。

●監査委員の報酬返還請求訴訟(⑤)

住民監査請求の監査結果に北海道北見市、東京都、大阪府箕面市の監査結果を丸写ししたことで、監査委員は仕事をしていないから報酬の返還を求めた訴訟です。この訴訟により市の職員のOBが歴代の代表監査委員についていることが問題となり、市の職員のOBに代わり公認会計士などの民間の有識者が代表監査委員に就任する改善がなされました。

●府立弥生博物館横用地訴訟(④)

大阪府立弥生博物館横の用地を、和泉市土地開発公社に先行取得させた問題に関する訴訟です。埋蔵物を保管・展示するセンターを建設するため大阪府の依頼により取得したとされていたものです。大阪府の財政難でこの買い戻しが実現せず、地価の値下がり5億円を越える評価損を抱える事になりました。市は大阪府の依頼で取得した



としていましたが、この訴訟で裁判所は市と大阪府との間で交わした確認書は単なる紳士協定に留まるもので、大阪府の買上義務を認めませんでした。市の土地開発公社の解散の動きの中でこの処分をどう決着させるか悩ましいものでした。いずれにしても8億円も出してムダな土地を買った市の責任は重大です。この訴訟でそれらの問題が明らかとなりました。(判例地方自治に掲載)

この土地は大阪府の横山高校跡地等と等価交換し、この土地にスポーツ施設を建設しましたが、高校の建物にアスベストが残留していることが判明し、この処理に1.4億円を要することから、この費用負担をめぐり大阪府と民事調停で争いました。因縁の土地です。(判例地方自治平成21年8月号に掲載)

●ダンジリ倉庫訴訟(⑩)

ダンジリ倉庫の建設に町会館の建設に対する補助金を違法に使っていた事に関する訴訟です。会館付属の倉庫と称して申請し、虚偽の図面を添付し、建築確認申請もしていない事件ですが、予想



もしない敗訴で判決理由は全く納得できないもので、最高裁に上告しましたが上告棄却で敗訴が確定しました。しかし市は会館補助金の支給について曖昧な点を解消するよう要綱を改正しました。(判例地方自治348号に掲載)

●徳洲会への違法な支援金訴訟 (⑩)

市立病院の指定管理者移行に伴い、多くの医療従事者が転籍を拒否したため、医療従事者が大幅に不足する事態が発生。その対応として指定管理者へ移籍する職員に対し、一定期間勤務すると返済が免除される支度金制度を作りました。問題は支度金の財源で、市と指定管理者間で交わした協定書に、指定管理に移行時の医療従事者の確保は指定管理者が責任を持つと規定していたにも拘わらず、市は支度金の財源を全額負担しました。判決は医療水準の確保は市の責任であり、協定の定めはそこまでを定めたものではないという訳の分からない理由で原告敗訴となりました。

●投票管理者への違法手当支給 (⑪)

地方自治法で定める投票管理者に条例で定めた報酬を支給せず、数倍の報酬を条例で定めることなく支給した事件で、給与条例主義に反するとして訴えた訴訟。判決は投票管理者は公選法で定める職務以外にも、選挙管理委員会の応援の業務を行っており、それを考慮すると市に損害は無いとして原告敗訴となりました。本件手当を管理職特別勤務手当で支給するとし、額も大幅に削減する条例が可決され、実質的成果がありました。

(判例地方自治2017年4月号に搭載)

●ワクチン同時接種時の初診料の重複請求 (⑫)

ワクチンを一度に複数接種する際に、初診料をワクチンの種類分請求することは、初診料の趣旨から違法として訴えた事件。判決は接種するワクチンごとに、同時接種の可否や副反応の説明など、初診料以外に医療行為があるとして原告敗訴。

●介護保険の申請ミス訴訟 (⑬)

介護保険は受給者の収入により保険料が変わるため、それを調整するため国から交付金(財政調整交付金)が出ますが、その申請に当たり、大阪府の指導に不適切な点があった事から申請を誤り、交付金が減額された事件です。大阪府の指導に不適切な点があったとしても、それをチェックする機会が何回もあったにも関わらず、それを行わず市に損害が発生した事件です。1審は勝訴しましたが、2審で職員に損害賠償を求めるのは過酷として敗訴しました。市はチェック体制を強化しました。(判例 Watch に掲載)

●大阪府議会議員への費用弁償訴訟 (⑭)

大阪府議会議員には法律で認められていない会議の出席に対し交通費と称して費用弁償が支給されていました。会議に出席するのは議員の本来業務であり、その費用は報酬に含まれており又その額も公共交通機関を利用した時の費用の数倍にあたり、違法な支給として訴えたものです。裁判ではタクシーを利用するのもあながち違法とは言えないとして敗訴しま

したが、この裁判を受けて府は費用弁償を廃止しました。(最高裁判例集に搭載)

●非常勤職員への違法な手当の支給訴訟 (⑮)

非常勤職員には法律で報酬及び費用弁償(交通費等)しか支給できないことになっています。ところが市はこれに反し特別報酬と称して、実質期末手当を支給していました。

そこで特別報酬の支給差止め等を求めて裁判を起しました。判決では違法支出を認めましたが、これを支給した市長に注意義務違反は無いとして敗訴しました。市は特別報酬を廃止し、これに相当する報酬を月次の報酬に加算し、条例で決めました。実質的成果がありました。(最高裁判例集に搭載)

●造園談合訴訟 (⑯)

最低制限価格が事前に公開されている入札は、最低制限価格でのくじで落札されることが通常であるにも関わらず、造園の入札では高価格で落札されており、談合が疑われると起こした訴訟です。敗訴しましたが昨今の造園の入札は他の工種と同様最低制限価格でのくじ落札となっており、大幅に落札価格が低下し訴訟の効果が表れています。

美浜・高浜

40年超運転認可「合理的」

老朽原発差し止め却下

運転開始から40年を超える老朽原発を含む関西電力美浜3号機(福井県美浜町)と高浜1~4号機(同県高浜町)について、地元住民らが運転の差し止めを求めた仮処分申請で、福井地裁(加藤靖裁判長)は、いずれも却下する決定をしました。住民に厳しい判決が続きます。

住民側は1月の能登半島地震を踏まえ、「地震による原発事故が起きたら、屋内退避も避難もできない」「避難計画に実効性がない」とも主張しましたが、決定は「避難が必要な事態が起きる具体的な危険性が立証できておらず、避難計画について判断するまでもない」と退けました。

朝日デジタルより(2024/03/30)

<昌子の日記>

- 4/2 高齢社会をよくする会・大阪会計監査
- 4/4 石尾中学校入学式 4/5 緑ヶ丘小学校入学式
- 4/6 万葉の会 4/10 和泉中央駅会報配布
- 4/11 ごみ問題学習会 4/12 和泉中央駅会報配布
- 4/15 和泉中央駅会報配布、市民相談現場立会
- 4/17 和泉中央駅会報配布、議会改革検討会議傍聴
- 4/19 近畿市民派議員・交流学習会 (Zoom参加)
- 4/25-26 都市環境委員会視察(宗像市、周南市)
- 4/30 和泉100人委員会総会